



# 霞ヶ浦用水

No.73

令和2年3月発行  
霞ヶ浦農業用水推進協議会  
霞ヶ浦用水土地改良区  
茨城県下妻市北大宝219番地8  
TEL: 0296(43)0885  
FAX: 0296(44)6680  
URL: <http://www.kasumi-lid.or.jp>

題字 会長 菊池 博

奈良・平安時代の常陸国筑波郡の郡役所跡で、復元した高床式倉庫や礎石など、ロマンあふれる風景が広がり、ナショナルサイクルートに認定された「つくば霞ヶ浦りんりんロード」から立ち寄る自転車ファンも数多い人気のスポットです。(つくば市平沢)



筑波嶺を越えて  
大地を潤す

## 平沢官衙(ひらさわかんが) 遺跡(つくば市)

- 緊急連絡先
- 優良農家をたずねて  
(茨城県県西農林事務所  
坂東地域農業改良普及センター)
- 水資源機構管理所たより  
(独立行政法人  
水資源機構 霞ヶ浦用水管理所)
- 県からのお知らせ  
(茨城県県西農林事務所  
土地改良部門 霞ヶ浦用水推進課)
- 利根調たより  
(関東農政局 利根川水系  
土地改良調査管理事務所)
- 主な管理事業について  
土地改良区からのご願い
- 土地改良区たより  
新総代名簿  
平成30年度一般会計収入支出決算  
第41回通常総代会開催
- 霞ヶ浦農業用水推進協議会  
協議会長・理事長あいさつ  
第57回通常総会開催  
水土里連絡会の営農活動

も  
く  
じ

# 霞ヶ浦農業用水推進協議会

協議会長・理事長あいさつ



菊池 博

春暖の候、会員の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、常日頃から霞ヶ浦農業用水事業の推進、並びに当土地改良区の運営等につきまして、格別のご指導・ご支援を賜っており、心から厚くお礼申し上げます。

さて、霞ヶ浦用水も最初の通水から32年が経過いたしました。この間に組合員の皆様、関係機関のご協力により順次通水を拡大し、令和元年度は13市町に跨る約7800haの農地に通水をしております。近年、春先の田植えの時期は雨が少なく、渇水の年が多くなっていることから、安定した取水のできる霞ヶ浦用水の重要性が今後も益々大きくなって行くものと考えております。

しかしながら、通水から30年以上経過したということで、施設の老朽化も進んでおり、毎年漏水事故も発生しております。被害をなるべく少なくするため、迅速な復旧に努めると共に、各種補助事業を活用し、負担軽減を図っていききたいと考えています。

このように当協議会及び土地改良区と

しては施設の長寿命化対策が課題の一つとなっております。現状に対応するため、現在、国営造成施設においては国で施設の機能診断を実施中であり、適切な保全管理を行う上で必要な資料となりますので、なるべく早い調査をお願いしているところです。

また、老朽化に伴い施設の維持管理費も増大しており、消費税の値上げや電気代の高騰もあり、土地改良区の財政を圧迫する要因となっております。

今後は国、県、市町と連携し、様々な制度を活用し、費用負担の軽減を図り、計画的な施設の補修及び更新を行っていくことが必要であると考えています。

次にもう一つの課題であります畑地の整備ですが、管内では、現在、県営畑総事業を7地区実施中であり、用水関係の工事が完了次第、順次通水を予定しております。さらに調査中の地区もあり、新規採択に向けて県や市町と連携しながら推進を図っております。しかし、計画面積に比べると、まだ、不十分であり、当地域の農業振興を図るためにも、更なる推進を図っていく必要があります。

当協議会並びに土地改良区では、霞ヶ浦用水を活用することで、当地域が将来にわたり、発展されますよう、役職員一丸となり、各種事業推進及び施設管理等の業務運営に当たっていききたいと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

## 第57回通常総会開催

2月18日、霞ヶ浦農業用水管理センターにおいて、霞ヶ浦農業用水推進協議会第57回通常総会が、国、県、水資源機構等の関係機関より多数のご来賓のご臨席のもと開催されました。

議事は、令和2年度事業計画案など議案5件が上程され、原案どおり可決されました。今回は、任期満了による役員の変更があり、会長に下妻市長の菊池博様、常任副会長に笠間市長の山口伸樹様、副会長に坂東市長の木村敏文様、監事に桜川市長の大塚秀喜様、常総市長の神達岳志様、常務理事に霞ヶ浦用水土地改良区常務理事の栗原至様を選出されました。



## 水土里連絡会の営農活動

### 令和元年度 畑地かんがい実証圃

畑総坂東中央地区ほ場において、霞ヶ浦用水を利用したかん水区と慣行区を設定し、用水利用の効果を実証しました。(品目…レタス)

#### ● 作業の比較

- 霞ヶ浦用水を利用したかん水区
- ・畑の蛇口を利用してチューブかん水
- 作業時間…蛇口の操作のみ

#### ○慣行区

- ・ほ場内を歩いて1株ずつ手かん水
- 作業時間…130分/10a
- (準備時間はどちらも20分程度)

#### ● 結果の比較

- 収量については、どちらもほぼ同じ(いずれも1玉平均重約430g)
- 霞ヶ浦用水を利用することで、かん水作業の省力化が図られ、大幅な作業時間の短縮が達成出来る



チューブかん水



手かん水



# 主な管理事業について

## 基幹水利施設管理事業

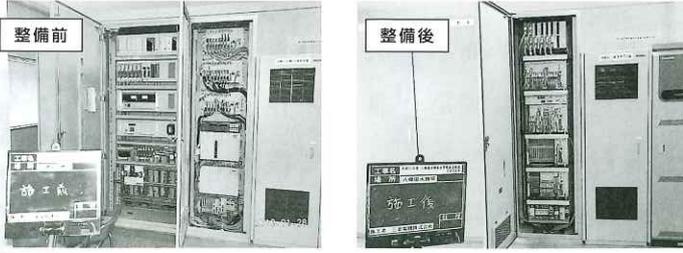
平成30年度における基幹水利施設管理事業では、八郷揚水機場水管理設備におけるTC/TM(遠方制御・監視)親局装置の整備工事を実施しました。

当機場の水管理設備は運用開始から30年を経過しており、経年劣化による故障・不具合が頻発し始めており、ポンプ制御を行う重要な設備であることから、今後の安定送水並びに機器の安全性を確保するため、設備の整備工事を行いました。

## 県単土地改良事業

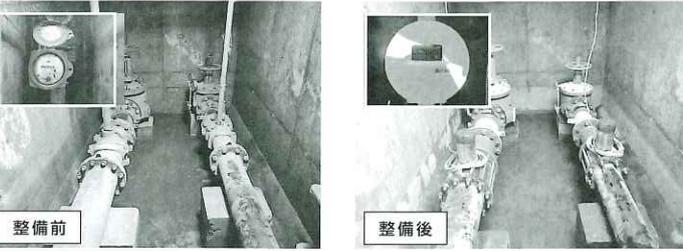
平成30年度における県単土地改良事業では、桜川市内の団体管本郷支線2号における分水工2箇所を整備補修を実施しました。

分水工は設置後23年が経過しており、経年劣化による流量の不安定が懸念されるため可変定流量弁の分解整備と流量計の更新を行いました。



工事名:平成30年度八郷揚水機場水管理施設整備その1工事  
場 所:石岡市大増  
水管理設備仕様:TC/TM親局設備(子局、孫局伝送設備各一式)  
整備補修費:50,652千円

整備内容  
TC/TM親局設備の交換整備並びに動作試験、総合試運転を実施。  
主な整備機器:TC/TM親局装置(ソフトウェア含)、入出力処理装置、データ処理装置、インターフェース装置、時計装置、FAパソコン等 一式。



工事名:平成30年本郷支線2号分水工及び流量計補修工事  
場 所:桜川市下泉  
分水工設備:可変定流量弁Φ200mm×1台 Φ150mm×1台  
流量計設備:Φ200mm×1台 Φ150mm×1台  
整備補修費:5,076千円

整備内容  
可変定流量弁分解整備、羽根車流量計を電磁式流量計に更新  
主な交換部品:可変定流量弁 コイルバネゲージ、ダイヤフラム、主軸パッキン、圧力伝達配管等その他、上蓋清掃及び補修塗装、ボルトナット交換、パッキン類の交換実施。

# 霞ヶ浦用水土地改良区からお願い

賦課金の期限内納付にご協力を!

当改良区の運営については、受益者からの維持管理費賦課金でまかなわれておりますので、期限内に納付していただきま

すようご協力をお願いいたします。  
なお、休耕田にも維持管理費賦課金はかかりません。

組合員資格得喪通知書の提出について

地区内の農地において左記のような変更があった場合には、台帳を適正に整備するため通知書を当土地改良区あてに提出をお願いいたします。

※賦課金領収書は確定申告する際に、納税控除証明書となります。  
なお、不明な点は、関係市町担当課、農業委員会または当土地改良区までお問い合わせください。  
※届出のない場合は、資格の変更はされませんので現資格者に賦課されます。

農地を転用するときの手続きについて

農地を農地以外のものに転用する場合には、農地法第四条・第五条により、関係市町に対し手続きが必要となります。  
その際、申請地が当土地改良区の受益地に含まれている場合には転用書類を作成し当土地改良区へ協議していただくことになっております。

なお、転用に伴い決済金の納付(土地改良法42条2項)も義務付けられております。残存農地が将来的に経費の加重負担とならないためにもよろしくお願いたします。

## 令和2年度の維持管理費賦課金

単価 10アール当たり

水田 3,900円 / 年

畑 3,100円 / 年

納期 第1期 5月31日 まで  
第2期 10月31日 まで

## 組合員の資格等の変更があった場合

- ①住所や氏名を変更した場合
- ②亡くなられた場合
- ③農地を売買、または交換した場合
- ④経営移譲した場合

## 農地を農地以外に転用する場合

- ・宅地、店舗等へ転用する場合
- ・公共事業(道路・公園等)で転用する場合

↓  
「農地転用等の通知書」「地区除外申請書」の提出と決済が必要となります。

※令和2年度決済金

単価 水田 96円/m<sup>2</sup>  
畑 77円/m<sup>2</sup>

# 利根調だより

## パイプラインの機能診断調査

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所では、農業水利施設の長寿命化を図るストックマネジメントを推進しており、霞ヶ浦用水においても、国営造成施設を対象に、施設の機能診断調査を行っております。

令和元年については、八郷幹線（調査延長約10・5km）及び羽黒線（調査延長約6・3km）、千代川線（調査延長約0・4km）の機能診断調査を実施しました。これらの施設は供用が開始されてから長いものでは40年以上経過しており、管の経年劣化が懸念されているため、定期的に調査を実施しております。

八郷幹線及び羽黒線は、管のひび割れ、蛇行・沈下、継手間隔などの調査を行い、千代川線は平成28年度に引き続き、管の

たわみ量調査を行いました。

調査の結果、八郷幹線の鋼管の溶接部など局所的に軽微な錆が確認されましたが、通水に影響を与えるような特徴的な損傷は確認されませんでした。なお、今回調査を行った路線は、過年度（平成25年度及び平成28年度）にも機能診断調査を行っており、当時の調査結果と比較しても進行性のある劣化は確認されませんでした。

調査の実施に当たっては、霞ヶ浦用水土地改良区の皆さんをはじめ、関係者の方のご協力の下、無事作業を終えることができました。

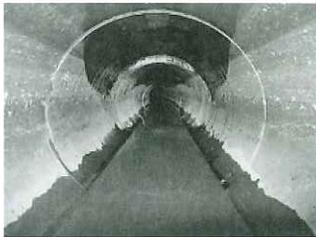
今後も、安心・安定した配水管理が行えるよう、計画的に調査を実施してまいります。



【管内への進入(千代川線)】  
空気弁を開放して入管します



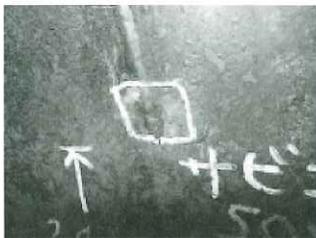
【調査時の安全対策(千代川線)】  
調査時は管内の換気を実施



【管内の状況(千代川線)】  
クラック等の損傷はありません



【調査状況(千代川線)】  
たわみ量測定状況



【鋼管の状況(八郷幹線)】  
溶接部に軽微な錆腐



【継目の状況(千代川線)】  
大きな開きはありませぬ

(問い合わせ先)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所  
企画課 ☎04(7131)6951

# 県がらのお知らせ

## ① 県管かんがい排水事業・霞ヶ浦用水Ⅲ期地区の計画変更について

本事業は、農地への安定的な用水供給を目的として、平成5年度の着工から26年が経過しています。これまでの整備実績や畑地帯総合整備事業等の新たな基盤整備に伴う路線の見直し等により、土地改良法の重要変更が該当するため、事業計画の変更手続きが必要となっております。

## ② 霞ヶ浦用水を活用した畑地整備について

県では、畑作農業の振興を図るため、用排水施設や農道の整備及び区画整理等の基盤整備を行うとともに、集落内の環境整備など、畑地帯の総合的な整備を行う「畑地帯総合整備事業」を実施しています。霞ヶ浦用水地域では、これまで26地区において畑地帯総合整備事業を実施しており、霞ヶ浦用水を活用した計画的な営農が可能となっております。

現在、県では計画変更に向けた準備を進めており、今後、県審査を経て令和2年度から法手続の開始を目指しております。

計画変更の法手続では、大勢の受益者の皆様に変更内容を十分説明し、理解した上で同意をいただくことが必要となりますので、引き続き関係者の皆様のご協力をお願いいたします。

今回は、平成24年度に事業開始された坂東中央地区についてご紹介します。当該地区は、区画整理と併せてパイプラインを整備することで、霞ヶ浦用水を活用した営農を行うことができ、天候に左右されにくい計画的な生産が可能となるほか、品質・収量の向上が期待されます。

### 【地区の概要】

- 地区名 : 坂東中央地区
- 関係市町村 : 坂東市
- 事業工期 : 平成24年度～令和2年度(予定)
- 受益面積 : 82ha
- 総事業費 : 1726.4百万円
- 主要工事 : 区画整理 A=75.9ha  
農道 L=1.079km  
農業用水 A=75.9ha

(問い合わせ先)  
茨城県農林事務所土地改良部門  
霞ヶ浦用水推進課  
☎0296(24)9246

### ○位置図



# 水資源機構管理所だより

## 「令和元年度 取水樋管沈下測量について」

水資源機構は、「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことを経営理念としています。

霞ヶ浦用水管理所では年1回、取水施設の適切な維持管理のために取水樋管の沈下測量を行っており、今回は、令和元年12月9日、10日に実施しました、その概要についてご紹介します。

霞ヶ浦用水の取水樋管は、水源である霞ヶ浦の堤防下に埋設されています。堤防下であるため基礎杭を有しない構造の大型の4連コンクリート製水路で、最大で約19㎡/sを取水する大変重要な施設となっています。

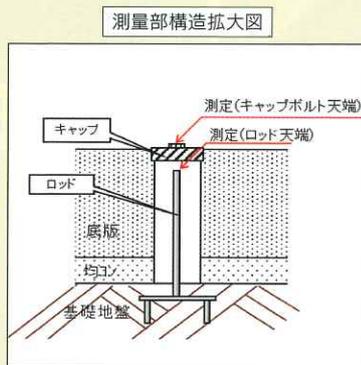
測量の目的は、構造物や基礎地盤の沈下により、取水口水路と基礎地盤面に隙間が発生してしまうと堤防からの漏水に繋がる恐れがあることから、施設自体の沈下量や基礎地盤の沈下量を測定・監視するものです。

作業手順は、取水樋管ゲートを全閉して通水を停止し、揚水ポンプを使って吸水槽の水位を低下させ、その後、取水樋管の沈下量を測定。測量は、①キャップ及び②ロッドの高さを測定し、1年の沈下量を確認。次に、③再度キャップの高さを測定し、次年度の測量の基準値とする。これを24箇所で行いました。

①と②の沈下量に差が発生している場合、コンクリート水路と地盤面に隙間が出来ていることとなりますが、今回の測量結果からは隙間は確認されず、安全であることが確認出来ました。

一方、吸水槽の水位低下に伴って、カワヒバリガイの付着量調査や除去作業を行いました。付着数は、昨年よりも増加していました。

今後も、配水管理及び施設管理を適切に実施してまいります。



(問い合わせ先)  
独立行政法人 水資源機構 霞ヶ浦用水管理所 ☎029(898)2212(代表)

## 優良農家をたずねて

### 「霞ヶ浦用水の利用で計画通りの作付を実践」

坂東市借宿地区 木村 明さん

坂東市は平坦な農地や温暖な気候、首都近郊という恵まれた立地条件を活かして、ネギとレタスを中心とした露地野菜の産地を形成しています。そのような中、霞ヶ浦用水を利用したネギ・レタス栽培を実践している木村明さんを紹介いたします。

木村さんは坂東市借宿地区で夏・秋冬ネギと、春・秋レタスを組合わせた経営です。労力は木村さんご夫妻と、日本人パート5〜6名(週2日程度)です。パートの労力を活用しながら、趣味の時間を作るようにし、ゆとりある生活をするよう心掛けています。

木村さんが営農している借宿地区は、約20年前に畑地帯総合整備事業によりほ場が整備され、霞ヶ浦用水が通水しています。木村さんは平成30年度までの十数年間、「畑かんマイスター」として、研修の受け入れ、講演活動、出前講座などの活動を行ってきました。

霞ヶ浦用水は、ネギでは定植前後および生育時期の乾燥している時期(主に12、5〜6月)、秋レタスではほ場



木村 明さん(坂東市)

準備や定植時(8〜9月)に利用しています。特に秋レタスでは計画どおりに定植ができて活着も良くなり、出荷時期の前進化も可能となることから、所得向上につながっていると木村さんは実感しています。

坂東市は後継者が比較的多い地域ですが、それでも将来は担い手不足・高齢化が進むことが予想されます。木村さんは、「霞ヶ浦用水は使ってみて便利さを実感しているが、これからの整備された農地を守っていくのは大変だ」と思う。若い人には維持管理をしていくために、メンテナンス等を覚えてもらう必要があると思う。「と熱く語っていました。これからも地域のアドバイザーやリーダーとしての活躍が期待されます。



秋レタス定植後の霞ヶ浦用水によるかん水

(問い合わせ先)  
茨城県東西農林事務所  
坂東地域農業改良普及センター  
☎0297(34)2134

### 緊急連絡先

霞ヶ浦用水施設において、漏水等による緊急事態が発生した場合は、下記まで連絡をお願いします。

◆霞ヶ浦用水土地改良区 ☎0296-43-0885

ただし、夜間および9月1日〜4月20日の土日、祝祭日は霞ヶ浦揚水機場をお願いします。

◆霞ヶ浦揚水機場 ☎029-898-2212